

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善の方向性（案）

「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」 (平成 18 年 8 月)(概要)	「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間取りまとめ」(平成 25 年 9 月)(抜粋)	見直しの方向性(案)
<p>【第 I 部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方】</p> <p>I はじめにー検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究における不正行為は、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するもの。 ・厳しい財政事情にも関わらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中で、貴重な国費を効果的に活用する意味においても研究活動の公平性を一層確保すべき。 <p>II 不正行為に対する基本的考え方</p> <p>1 研究活動の本質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動とは、先人達の研究の諸業績を踏まえた上で、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為。 <p>2 研究成果の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動によって得られた成果を、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。 <p>3 不正行為とは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり、<u>捏造、改ざん、盗用</u>に加え、<u>同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ</u>などが不正行為の代表例と考えることができる。 <p>4 不正行為に対する基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為は、科学そのものに対する背信行為。<u>研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない</u>。研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破滅につながるもの。研究者及び研究者コミュニティは、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むべき。 ・不正行為の問題は、知の生産活動である研究活動における「知の品質管理」の問題。 	<p>2.現状認識 (2) 研究における不正行為 「不正行為」については、必ずしも明確な基準が定められているわけではなく、<u>ねつ造、改ざん、盗用以外に何が「不正行為」に該当するか議論が分かれています。</u></p> <p>1.はじめに. 科学技術・学術の成果は、我々の知や生活を豊かにするとともに、国の経済成長を促すことにより、国民・社会に対して大きな恩恵を与えるものである。国は公的研究費を通じてその振興を図っているが、これは国及び研究コミュニティへの信認の上に成り立っている。したがって、たとえ一部の心ない者によるものだとしても、研究活動において不正が行われると、その信認は失墜し、科学技術・学術の健全な発展が阻害されかねない。(略)</p> <p>2.現状認識 (2) 研究における不正行為 (略) 大半の研究者は不正を行わないと考えられるが、(略) <u>どこでも不正が起こる可能性があるということ</u>を考慮したうえで、いかに「不正行為」の芽を摘むかを考えることが大切である。 一方で、<u>研究行為そのものに関しては、法令等の基準になじまない面が多く、また、規制を強めることは自由な研究、チャレンジングな研究を阻害するおそれがあり、研究の内容への介入につながるようなことは抑制的であることが求められる</u>と考えられる。</p>	<p>(※)p4「(2)不正行為の定義等」を参照。</p>

5 研究者・研究者コミュニティ

・不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、並びに研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされるべき。

Ⅲ 不正行為が起こる背景

1 研究現場を取り巻く現状

・先端的な分野を中心に研究成果を少しでも早く世に出すという先陣争い。
・先端的な研究を続けていくには、競争的な研究費を獲得し続ける必要性。
・ポスト獲得競争の激化。

2 研究組織・研究者の問題点

・研究者の真理を探究するという研究そのものに対する使命感が薄れてきている。
・研究活動の本質に基づく作用や倫理について、学生や若手研究者が十分教育を受けていない状況。
・研究組織の自浄作用が働きにくい状況。

Ⅳ 不正行為に対する取り組み

・日本学術会議は平成 18 年秋頃を目標に全科学者が共有すべき行動規範を策定中。
・大学研究機関において不正行為の疑惑に対応する規程を定めている例は一部に限られ、更なる整備が求められる。
・文部科学省は研究費の配分の観点を中心に不正行為防止も含め不正行為への厳正な対応に取り組むことが必要。

これらのことを踏まえ、研究者、研究コミュニティの自律を基本としつつ、研究者が改めて研究の意義や社会的影響を十分に自覚し、倫理観を持って研究活動を行うようにすると同時に、「不正行為」が行われないような環境を作っていくこともあわせて考える必要がある。

2.現状認識

(5) 研究コミュニティの自律と国の関与

「研究不正」については、これまで研究コミュニティや研究者が所属する組織の自律を基本としてきたが、現状では、実効力を持たせる仕組みが弱く、調査の透明性や迅速性などの問題が指摘されていることから、国や第三者機関等により、研究コミュニティの自浄作用が厳格に行われるよう一定の関与を行うことが求められている。その際、関与を強めすぎるとは研究活動自体を萎縮させ、挑戦的な研究による優れた成果を阻害する可能性があることを考慮する必要がある。

2.現状認識

(2) 研究における不正行為

(略)「不正行為」を見分けるには当該研究に関する専門的知識が必要であり、例えば、データのねつ造などの場合、それに関わった当事者にしかわからないケースもある。このため、客観的な判定が難しく、実際に発覚した事案も内部通報によるものが多い。さらに、国や地域によって「不正行為」をめぐる扱いが異なっており、研究のルールが研究室ごとに個別に教えられることもあり、理解や知識の不足によって、本人が意図しないうちに「不正行為」に加担することもある。

「不正行為」の動機としては、研究費やポストを得るため、業績を上げようとして行われるケースが多いとの指摘もある。近年、我が国においては、米国等の研究環境と同様、任期付のポストが増え、競争的な環境が厳しくなっているという指摘もある。(略)

2.現状認識

(2) 研究における不正行為

(略) 文部科学省では、平成 18 年に「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)を策定し、「不正行為」に対する考え方を示すとともに、「不正行為」があった場合の研究機関や資金配分機関がとるべき措置、また、そのための規程整備や体制整備を示し、各機関の対応を求めてきている。

(4) 研究コミュニティによる取組

国の取組とは別に、研究コミュニティも様々なレベルで取組を行っている。代表的なものとして、日本学術会議が「科学者の行動規範一改訂版一」(平成 25 年 1 月 25 日)を策定しており、その中で、社会に対する責任や公正な研究行為について定めている。日本学術会議においては現在も行動規範の徹底をはじめ、研究不正の防止に向けた対応について検討が続けられており、国との間でも必要な連携を図ることが確認されている。(略)

また、我が国には未だ標準的な倫理教育のためのコンテンツやプログラムがない現状を踏まえ、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」により信州大学等が「CITI(Collaborative Institutional Training Initiative) Japan プロジェクト」を進めている。同プロジェクトでは、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムを基に、国際的にも通用し、我が国の実情にも応じた倫理教育コンテンツとシステムの開発を行っている。

	<p>3. 基本方針 (研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破) 研究コミュニティの「閉鎖性」や「内向き指向」といった弊害を打破するためには、研究人材の流動性の向上や、人事における透明性確保、研究者の評価の在り方の見直しなどが必要と考えられる。特に、研究室ぐるみで行われる「研究不正」の事例も報告されており、<u>研究室が外に対して開かれることには大きな効果が期待できる。常に外部の目にさらされている、或いは、外部の研究者との交流があるという状況を作り出すことで、不正が起これば環境が形成されることが期待される。</u></p> <p>(組織改革への働きかけ) しっかりと目的意識を持って、自ら組織改革に乗り出すよう、研究者が所属する組織に対して国が働きかけを行っていくことが重要である。<u>国が組織の取組の良い事例を取り上げ、ベストプラクティスとして広く周知するなど、組織改革の流れが波及していくよう努めていくことが必要である。</u></p>	<p>(※)p4「(3) 告発窓口の設置・周知」、p5「(5) 調査委員会の構成」、p6「(8) 不正行為に関する調査結果の国への報告」参照</p>
<p>【第Ⅱ部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン】</p> <p>I 本ガイドラインの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的資金に係る研究活動の不正行為に、文部科学省及びその所管独法である資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するために整備すべき事項等について指針を示す。 各機関には、本ガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。資金配分機関には、競争的資金の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させることが求められる。 <p>※「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」 IV 不正行為に対する取り組み 1 日本学術会議、大学・研究機関、学協会での不正行為への取り組み (2) 大学・研究機関、学協会の取り組み ①行動規範や不正行為への対応規程等の整備 (略) 大学・研究機関や学協会において、研究者の行動規範や、不正行為の疑惑が指摘されたときの調査手続や方法などに関する規程等を整備することが求められる。</p>	<p>(組織における規程の整備・公表)</p> <p>「不正行為」及び「不正使用」に共通して、組織としての責任を明確にし、組織としての管理責任を果たす体制を構築するため、<u>責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制の整備・公表を求める。</u>(略)</p> <p>(倫理教育責任者の設置)</p> <p>「不正行為」及び「不正使用」に関しては、研究者が所属する組織内に<u>倫理教育の責任者を置く</u>ことを求めるなど、組織として倫理教育等に取り組むようにする。</p> <p>(規程・体制の整備状況の調査)</p> <p><u>国が、必要な規程や体制の整備状況を調査し、調査結果を公表することや、体制整備が不十分な場合に指導やアドバイスを行うことも重要</u>である。その際、日本学術会議等の知見も得ながら行うことも検討する。</p>	<p>(1) 組織における規程の整備・公表</p> <p>・ガイドラインに基づき、<u>各機関において、責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制の整備・公表を行う旨追記。</u>特に、<u>倫理教育責任者の設置を</u>求めることとする。</p> <p>※ガイドラインの履行状況を確認し、今後の国や各機関における不正対応に資するため、国において、各機関における<u>ガイドラインに基づく規程や体制の整備状況等を把握するための定期的な調査を実施する旨も追記。</u></p>

II 研究活動の不正行為等の定義

1 対象とする不正行為

・発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の**捏造、改ざん及び盗用**

※「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」

II 不正行為に対する基本的考え方

3 不正行為とは何か

不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為に他ならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為の代表例と考えることができる

2 対象となる競争的資金

・文部科学省の競争的資金及び私立大学学術研究高度化推進事業

3 対象となる研究者、研究機関

(研究者)

2の競争的資金の配分を受けている研究活動を行っている研究者
(研究機関)

上記研究者が所属する機関又は2の競争的資金を受けている機関

(国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学利用共同機関、国及び地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人、財団法人、社団法人、企業等)

※「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」

IV 不正行為に対する取り組み

2 文部科学省における競争的資金等に係る不正行為への対応

(2) 競争的資金等に係る不正行為への対応

④ (略) 大学・研究機関におけるルールづくりは、競争的資金に係る不正行為に限定するものではなく、(略) 研究費の如何を問わず対象にすべきことはいうまでもない。

4 対象となる資金配分機関

・文部科学省、JST 及び JSPS

III 告発等の受付

1 告発等の受付体制

・各研究機関及び資金配分機関において、研究活動における不正行為の**告発窓口を設置**し、その名称、場所、連絡先、受付方法などを定め、**機関内外に周知**。

2 告発等の取扱い

・原則、告発は**顕名**とし、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の**態様**等が明示され、かつ**不正とする科学的合理的理由**が明らかな場合のみ受け付ける。

※匿名による告発や報道・学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、上記に準じ対応。

※不正行為が行われようとしているなどの告発等については、告発を受けた機関等が内容を確認・精査し、相当の理由があるものについては警告。

2.現状認識

(2) 研究における不正行為

「不正行為」については、必ずしも明確な基準が定められているわけではなく、ねつ造、改ざん、盗用以外に何が「不正行為」に該当するか議論が分かれている。(略)

(調査等への第三者的な視点の導入)

「不正行為」の調査には当該研究分野に関する専門的な知識が必要な場合が多く、国際的に見ても、第一義的には各機関において対応するものである。このため、**より透明性を確保する観点から、例えば、告発窓口を第三者に委託する、調査委員会に第三者委員を入れる**ことなどを求める。

また、中長期的な課題としては、国や資金配分機関、日本学術会議のような第三者による調査についても検討する必要がある。

(略)

(2)不正行為の定義等

・捏造、改ざん及び盗用以外の「**重複発表**」や「**不適切なオーサーシップ**」**その他不正行為についての位置付けはどうか。**

※定義の検討に当たっては、米国等諸外国の事例や、日本学術会議をはじめとする学術界の意見等も十分に踏まえる必要。
※利益相反についてはどのように位置付けるか。

(参考) CITIにおける「不正行為」の定義

- ・捏造、改ざん及び盗用
- +
- ・データの曲解
- ・ライバル研究者への妨害行為
- ・公的資金の浪費
- ・オーサーシップの政治的利用
- ・公的資金審査における利益誘導
- ・利益相反問題への消極的対応
- ・公益情報・技術の隠蔽
- ・節度を欠く内部告発
- ・社会的弱者からの搾取
- ・研究者育成への消極的態度

ミスコンダクト

・「**大学、大学共同利用機関法人及び文部科学省の所管独立行政法**

人に所属する研究者による研究活動」における不正行為もガイドライ

ンの対象に追加。

※研究者を目指す人材(博士課程の学生等)に対しても、倫理教育等を通じて、不正行為の定義等について理解を促すことが必要。

(3)告発窓口の設置・周知

・各機関において、研究者等に対して、告発窓口の設置場所や告発方法等を明示し、改めて十分な周知を図ることが必要。

・不正行為に関する**調査の透明性を確保**する観点から、告発窓口として、例えば、学外の法律事務所に業務委託することも考えられる。

3 告発者・被告発者の取扱い

- ・研究機関等は、調査結果の公表まで、告発内容及び告発者・被告発者等の関係者の**秘密保持を徹底**。
- ・悪意に基づく告発が判明した場合、氏名の公表や懲戒処分がありうることを機関内外に周知。
- ・研究機関等は、単に告発したことや告発されたことのみを理由に告発者や被告発者に対し、解雇や懲戒処分、全面的な研究活動の禁止等を行わない。

IV 告発等に係る事案の調査

1 調査を行う機関

- ・原則、被告発者が所属する研究機関。

※複数の研究機関による合同調査も可。

※被告発者が研究機関に所属していなかった場合や、研究機関による調査の実施が極めて困難であると資金配分機関が認めた場合、資金配分機関が調査。

2 告発等に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

- ・告発内容の合理性、調査可能性などを調査。
- ・本調査の要否を決定 **(例えば 30 日以内)**。

※本調査を行わないと判断した場合、その旨を理由とともに告発者に通知。

(2) 本調査

① 調査体制

- ・調査機関は**調査委員会**を設置する。

※当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者を含む。委員は告発者・被告発者と直接の利害関係を有さない。

② 調査方法・権限

(方法)

- ・**論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査**
- ・関係者のヒアリング
- ・再実験の要請

等

※この際、被告発者の弁明の機会を担保。

(権限)

- ・調査機関は、調査委員会の権限について定め、関係者に周知。

③ 証拠の保全措置

- ・調査機関は、証拠となる資料等を保全。

④ 調査の中間報告

- ・調査機関は、資金配分機関の求めに応じ、調査の中間報告を提出。

3 認定

(1) 認定

- ・調査委員会は、本調査の開始後相当の期間内 **(例えば 150 日以内)** に、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与したものとその度合、論文等及び当該研究における役割を認定し、調査機関に報告。
- ・悪意に基づく告発であることが判明した場合はその旨認定。

(不正調査の期限設定)

各機関において、緊張感とスピード感を持って対応するよう、不正事案があった場合の調査について、**調査期間の期限を設定するとともに、期限までに報告がない場合、国や資金配分機関から、その理由の説明を求めたり、督促するようにする。**さらに正当な理由なく調査期間の期限を越えた場合には、研究費執行の一部見合わせを行う等、厳格なルールを設定する。

(一定期間の研究データの保存・公開)

研究データを一定期間保存しておくことで検証可能性を確保することは、不正の抑止のみならず、研究成果を広く研究者間で共有することや研究者自身の自己防衛のためにも必要であり、**研究データの一定期間の保存を義務づけるよう各機関に求める。**さらに、当該保存データを公開するなどによる透明性の向上により、その効果はより高まるものと考えられるので、**研究データの保存・公開の在り方について、早急に具体の検討にとりかかる必要がある。**

(4) 告発者の秘密保持の徹底

- ・不正行為を発見した者が告発をためらうことがないよう、各機関において、告発者の秘密が保持されることや告発後の手続等について十分な周知が必要。

(5) 調査委員会の構成

- ・不正行為に関する調査の透明性を確保する観点から、**調査委員会に第三者委員を入れる旨を明記。**

(6) 各機関における調査の期限の設定

- ・各機関の規程において、
 - 告発受理から予備調査開始までの期間
 - 予備調査の期間
 - 予備調査後、本調査の要否決定までの期間
 - 本調査の期間

の目安又は上限を定めることとする。

※期間の設定に当たっては、米国等諸外国の事例も参考とする。

(参考)米国の研究公正局(ORI)においては、研究機関は、

- ① 告発受理後、照会調査(予備調査)を 60 日以内に完了
- ② 照会調査終了後、30 日以内に本調査を開始
- ③ 本調査開始後 120 日以内に ORI に報告書を提出。

※調査の遅延に対する措置等の在り方については要検討。

(7) 一定期間の研究データの保存・公開の義務付け

- ・**故意による研究データの破棄や紛失は責任ある研究行為とは言えず、不正行為と見なされる旨を改めて周知する必要。**

※保存期間の検討に当たっては、厚生労働省における「臨床研究に関する倫理指針」の見直しに係る検討なども参考にする必要。

- ・**研究データの保存・公開の在り方の検討**に当たっては、諸外国及び国内の事例や、日本学術会議をはじめ学術界の意見などを十分に踏まえる必要がある。

(2)不正行為の疑惑への説明責任

- ・調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、**自己の責任において科学的根拠を示して説明**しなければならない。
- ・**被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不~~存在~~など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。**

(3)不正行為か否かの認定

- ・調査委員会は、被告発者の説明や(2)の基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定。

(4)調査結果の通知及び報告

- ・調査機関は、調査結果を告発者、被告発者及び資源配分機関に通知。**資金配分機関は文部科学省に報告。**
- ・悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関に通知。

(5)不服申立て

- ・不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、調査期間が定めた期間内に不服申立てができる。

(6)調査資料の提出

- ・資金配分機関は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求めることができる。

(7)調査結果の公表

- ・調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、**速やかに調査結果を公表**。公表内容には、少なくとも**不正に関与した者の氏名**・所属、不正行為の内容、調査機関が公表までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。

V 告発者及び被告発者に対する措置

1 調査中における一時的措置

(1)研究機関による支出停止

- ・被告発者が所属する**研究機関**は、本調査の実施が決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、**告発された研究に係る研究費の支出を停止**することができる。

(2)資金配分機関による使用停止・保留等

- ・資金配分機関は、被告発者に対し、調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止や交付停止、競争的資金の採択決定や交付の保留をすることができる。

(不正行為に関する調査結果の国への報告)

「不正使用」のみならず「不正行為」についても、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関に対応を求めることとする。これにより、情報を収集し、上記一覧化の資料とするとともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。

(不正事案の公開)

ガイドラインでは、不正事案があった場合、その調査の結果や措置の内容を公表することを各機関に求めている。公表の際、不正事案の内容や不正事案に対する対応策等がわかるようにし、これを一覧化して公開する。また、「不正行為」については、ガイドラインでは氏名を公表することとしているが、改めて各機関の対応を求めることとする。(略)

(8)不正行為に関する調査結果の国への報告

- ・「**大学、大学共同利用機関法人及び文部科学省の所管独立行政法人に所属する研究者による研究活動**」における不正行為については**全て文部科学省に報告**することとする。
- ・報告に当たっては、**不正行為が行われたと考えられる原因や今後の再発防止に向けた方策**についても示すこととする。

(9)不正事案の公開

- ・各機関において認定した不正事案については、**内容や対応策等がわかるように一覧化の上、公開**することにより、不正行為の抑止や各機関における今後の不正対応に活かすこととする。
- ・なお、各機関において**研究者の氏名の公表**を行うに当たっては、**事案の性質や原因等も踏まえ、慎重に判断することが重要**であり、公表する場合は、確実に不正行為が行われたと認定された後など、適切な時機に行うものとする。

2 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

(1) 競争的資金の使用中止

- ・資金配分機関は、不正行為への関与が認定された者に対し、当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じる。

(2) 研究機関による処置等

- ・研究機関は、所属する当該被認定者に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じるとともに、内部規程に基づき適切に処置。不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告。

3 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

- ・資金配分機関及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除し、名誉回復措置等を講じる。

VI 不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

1 措置を検討する体制

(1) 措置を検討する委員会

- ・資金配分機関は、配分した競争的資金に係る研究活動における不正行為に関する被認定者への競争的資金に係る措置を検討する委員会を設置。

(2) 委員会の役割

- ・委員会は、資金配分機関の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を報告。

(3) 委員会の構成

- ・委員会は、原則として、不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成。

2 措置の決定手続

(1) 委員会における検討

- ・措置の検討に当たっては、不正行為の重大性、悪質性、被認定者の不正行為への関与の度合、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮。検討結果は速やかに資金配分機関に報告。

(2) 措置の決定

- ・資金配分機関は、委員会の報告に基づき、被認定者に対する措置を決定。決定に当たっては委員会の報告を尊重。

(3) 措置決定の通知

- ・資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する機関、当該資金配分機関以外の資金配分機関に通知。

(10) 不正行為が行われなかったと認定された者への措置

不正行為が行われなかったと認定された者に対して、研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除することはもとより、当該研究者の今後の研究活動に支障を与えることがないよう、速やかに名誉回復措置等を講じるべき旨を改めて周知する必要。

3 措置の対象者

- ・不正行為に関与したと認定された論文等の著者（共著者含む）
- ・著者ではないが、不正行為に関与したと認定された者。
- ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

4 措置の内容

(1) 競争的資金の打ち切り

- ・不正行為があったとされた研究に係る競争的資金や既に配分されているその他の競争的資金の打ち切り。

(2) 競争的資金申請の不採択

- ・不正行為が認定された時点で研究代表者として申請されている競争的資金については採択しない。また、研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 不正行為に係る競争的資金の返還

- ・不正行為があったと認定された研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める。
- ・返還額は、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して決定。

(4) 競争的資金の申請期限

- ・文部科学省所管の全ての競争的資金の申請を制限。制限期間は、不正行為の重大性等に応じて委員会が定める。

【不正行為に関与したと認定された著者等】

：認定された年度の翌年度以降2～10年

【不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う者

として認定された著者】

：同1～3年

5 措置と訴訟との関係

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

- ・措置の継続が不適切であると認められた内容について、裁判所の判断がなされない限り、措置は継続。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

- ・訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

- ・ただちに措置を撤回。
- ・研究費の返還がなされていた場合、資金配分機関は、その金額を措置対象者に再交付することができる。
- ・研究費の打ち切りがなされていた場合、資金配分機関は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを判断。

6 措置内容の公表

・資金配分機関は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の**氏名、所属、措置の内容**、不正行為が行われた競争的資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて、速やかに公表。

7 措置内容の公表

・資金配分機関は、不正行為を行った場合に資金配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、競争的資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む）等に記載。

(不正行為に関する調査結果の国への報告)【再掲】

「不正使用」のみならず「不正行為」についても、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関に対応を求めることとする。これにより、情報を収集し、上記一覧化の資料とするとともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。

(不正事案の公開)【再掲】

ガイドラインでは、不正事案があった場合、その調査の結果や措置の内容を公表することを各機関に求めている。公表の際、不正事案の内容や不正事案に対する対応策等がわかるようにし、これを一覧化して公開する。また、「不正行為」については、ガイドラインでは氏名を公表することとしているが、改めて各機関の対応を求めることとする。(略)

(8)不正行為に関する調査結果の国への報告【再掲】

・「大学、大学共同利用機関法人及び文部科学省の所管独立行政法人に所属する研究者による研究活動」における不正行為については全て文部科学省に報告することとする。
・報告に当たっては、不正行為が行われたと考えられる原因や今後の再発防止に向けた方策についても示すこととする。

(9)不正事案の公開【再掲】

・各機関において認定した不正事案については、内容や対応策等がわかるように一覧化の上、公開することにより、不正行為の抑止や各機関における今後の不正対応に活かすこととする。
・なお、研究者の氏名の公表の要否については、みだりに当該研究者の今後の研究活動に支障を与えることがないよう、事案の性質や原因等も踏まえ、慎重に判断することが重要であり、公表する場合は、確実に不正行為が行われたと認定された後など、適切な時機に行うものとする。